

滅菌墨汁の使用について

承認日： 2026 年 5 月 20 日

実施内容	消化器内視鏡検査時の点墨に使用する滅菌墨汁について
使用する医薬品の名称	市販墨汁を滅菌処理した院内特殊製剤
診療科	消化器内科
実施期間	永続的
対象	当院で内視鏡検査で点墨法により、消化管にマーキングをする必要のある患者
概要	消化管内視鏡検査や手術の治療範囲の決定、治療後の部位の追跡等を目的として、内視鏡直視下に無菌の墨汁を消化管壁に極少量注入して、マーキング（点状の目印）を入れるために使用されます(点墨法)。点墨法は、確立した手技ですが、現在、医薬品としての承認を受けた墨汁は存在していません。そのため、当院では、市販の墨汁を滅菌したものを院内製剤として調製しています。
対策	国内でも汎用されている手法ですが重大な偶発症の報告はありません。他施設で使用実績のある墨汁を使用し、安全性に十分配慮した方法で実施しています。
問い合わせ先	京都第一赤十字病院 消化器内科 TEL：(075)－561－1121（代表）